

## 愛知県市町村合併支援本部設置要綱

(目的)

第1条 愛知県における市町村合併に関する自主的な取組を、全庁的な体制のもとで、総合的かつ効果的に推進し、支援するため、愛知県市町村合併支援本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部は次に掲げる事項について決定し、これを推進する。

- (1) 市町村合併の推進及び支援に係る方針の企画立案に関すること。
- (2) 市町村合併の推進及び支援に係る施策の総合的な調整に関すること。
- (3) 上記のほか、市町村合併の推進及び支援に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に、本部の所掌事項に関する課題について整理検討させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、それぞれ別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が座長となる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務局総務部市町村課地域振興室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月16日から適用する。

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

この要綱は、平成17年7月7日から適用する。

この要綱は、平成17年10月1日から適用する。

この要綱は、平成18年3月20日から適用する。

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

### 別表第 1

本部員	政策企画局長 総務局長 人事局長 県民文化局長 福祉局長 経済産業局長 農業水産局長 建設局長 スポーツ局長 企業庁長 教育長 警察本部長
-----	--

### 別表第 2

幹事長	総務局総務部市町村課長
幹事	政策企画局秘書課長 総務局総務部総務課長 総務局財務部財政課長 総務局総務部市町村課地域振興室長 人事局人事課長 県民文化局県民生活部県民総務課長 福祉局福祉部福祉総務課長 経済産業局産業部産業政策課長 農業水産局農政部農政課長 建設局土木部建設総務課長 スポーツ局スポーツ課長 企業庁管理部総務課長 教育委員会事務局管理部総務課長 警察本部警務部警務課長